

課税証明書等について

今回の申請書では、保護者等（親権者）の全員について、平成29年度の「市民税所得割額」（平成28年の収入に基づく額）を証明するため、①～④のいずれかの書類の提出が必要です。

① 市民税・府民税 課税(非課税)証明書（全部の事項が記載されたもの）

3か月以内に発行されたもので、原本が必要です。（コピーは不可です。）
市町村の税証明書窓口で発行されます。発行は有料です。

② 【生活保護世帯の方】 生活保護受給証明書（コピーは不可です。）

市町村の生活保護担当窓口で3か月以内に発行されたものを添付してください。
平成29年1月1日が期間に含まれている証明が必要です。また、「奨学のための給付金」を一緒に申請する場合には、7月1日現在で生業扶助を受けていることと、世帯全員の氏名が確認できることが必要です。

③ 【サラリーマン世帯の方】市民税・府民税 特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）

サラリーマンの方などに5～6月に、勤務先から配付されるものです。勤務先以外からの収入があり、税額が変更になっている方や紛失された場合は①が必要です。
A3の用紙に原寸大で分割せず、全体が1枚の用紙に入るようにコピーしてください。

④ 【自営業世帯の方】市民税・府民税 納税通知書

自営業の方などに市町村から送付されるものです。修正申告されたり、紛失された場合は④が必要です。複数ページにわたる通知書は、全部のページを原寸大でコピーしてください。

注意事項

- *1 町村や他県にお住まいの方は、市民税・府民税を市町村民税・都道府県民税と読み替えてください。
- *2 源泉徴収票や確定申告書の控えは、「課税証明書等」にはなりません。
- *3 保護者の一方（A）が、他方の保護者（B）の配偶者控除の対象者で、Bの市民税所得割額が30万円以下の場合には、Aの課税証明書等の添付を省略できます。ただし、配偶者特別控除の対象である場合には省略できません。また、「奨学のための給付金」を一緒に申請する場合には、省略できません。
- *4 税の更正により、受給資格を満たすことになった場合は、更正通知書を受け取った日の翌日から15日以内に受給資格の認定申請を行ってください。

保護者等について

課税証明書等を添付いただく「保護者等」は、原則として「親権者」である父母です。離婚や死別などの場合は、父母のいずれか親権を持たれる方の書類が必要です。再婚された場合でも、養子縁組をされない限り、親権を持たれる方のみとなります。

未成年後見人は、家庭裁判所で選任され扶養義務を持つ場合に限り、親権者や未成年後見人がおらず、主たる生計維持者がいる場合は、扶養関係の確認として、生徒の健康保険証の写しなどが必要となります。

生徒が成人している場合や生徒本人の収入で生活している場合には、生徒本人の課税証明書等が必要です。



就学支援金の認定を受けていない方

平成29年7月から30年6月分までの授業料に関する手続き 高等学校等就学支援金 受給資格認定申請書の提出について

就学支援金とは、高校の授業料を、国が生徒に代わって負担する制度です。受給資格認定申請書を提出され、認定された方は7月から来年6月までの授業料が無償となります。（最終学年は来年3月までとなります。）返済の必要はありません。

申請書の記入方法は、2～3ページを参考にしてください。添付書類（課税証明書等）については、4ページをよくお読みください。申請書と課税証明書等は、一緒に配付している封筒に入れて、学校の定める期限までに提出してください。

保護者等（親権者）全員の市民税所得割額が非課税の世帯や生活保護受給世帯の生徒については、別途申請することにより、「奨学のための給付金」の支給対象となります。奨学のための給付金の申請書も同じ封筒に入れてください。

審査結果は、10月上旬に学校を通じてお知らせします。

【就学支援金制度の対象となる要件】

保護者等（親権者）の平成29年度の市民税所得割額が304,200円未満であることが要件です。父母ともに所得がある場合には、父母の合計額で判定します。平成29年1月1日現在で生活保護を受給している世帯の生徒も対象となります。ただし、全日制で36月、定時制及び通信制で48月の制限があります。期間の計算では、国立・公立・私立を問わず、高等学校等の在学期間を通算します。

**申請書を期限までに提出しなかった場合や
審査の結果、要件に該当しなかった場合は
引き続き授業料を負担していただきます。**

【ご注意ください】

申請にあたっては、別紙の記入上の注意及び留意事項をよく読んでから記入してください。所得確認の対象となる保護者等は、原則として「親権者」であるため、必ず「親権者」の状況を確認してください。仮に、保護者等が誤って特定されたまま申請・支給が行われ、それが明らかになった場合は、支給を受けた者から不正利得として受給額が徴収されます。また、偽りその他不正の手段により就学支援金を受給した者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

（学校からのお知らせ）

本校では、約95%の方が認定されています（H28実績）。普段は馴染のない市民税所得割額304,200円未満が所得要件となっていますが、一定所得があるため申請しても「ダメ」とあきらめていた方でも、改めて確認していただいたところ「OK」であったケースが散見されました。

また、離婚、死別等により所得要件を満たすような場合は、随時申請できます。事務室に相談下さい。

高等学校等就学支援金 受給資格認定申請書記入要領

今回の申請は、7月中の日付をお願いします。

保護者の屋間の連絡先電話番号を必ず記入してください。
また、「その他」の場合は氏名を記入してください。

就学支援金を申請される方は、「☒受給資格認定申請書」にチェックしてください。また、4ページにしたがって課税証明書等を添付してください。

就学支援金を申請されない方は、「☒申請(又は届出)しない」にチェックしてください。添付書類は不要ですが、授業料の納付が必要になります。

就学支援金を申請されない方の記載は、ここまでです。

就学支援金を申請される方は、以下の欄と裏面も必ず記入してください。

過去に他の高校に在学したことがある場合は、国立・公立・私立に関わらず全ての学校について記入してください。
これまでに就学支援金を受給したことがある場合は、受給事由の消滅通知または受給実績の証明書類が必要です。

【オモテ面】

様式第1号（第3条第1項、第10条第2項並びに第11条第1項及び第2項関係）
記入日 平成29年 7 月 ●●日

大阪府教育委員会様

記入例

高等学校等就学支援金

生徒又は保護者等が、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んで記入してください。

生徒が在学する学校の名称等	●●●立▲▲▲ 高等学校	学校の種類・課程・学科
学年	1 年 2 組 3 番	☒ 全日制 ☐ 定時制 ☐ 通信制
フリガナ	モンカ タロウ	生徒の生年月日
生徒の氏名	文科 太郎	昭和 12 年 3 月 4 日
生徒の住所	〒540-8571 大阪府大阪市中央区大手前3丁目2-12	
保護者等の昼間連絡先	自宅・父・母・その他 ()	電話 (090)1234-5678

生徒又は保護者等が、下の3つのいずれかの口に直筆で☑を付けてください。

☐ 高等学校等就学支援金の申請（又は届出）をしません。
申請・届出しないうち、以下の記載は不要です。授業料の納付が必要になります。

☒ 受給資格認定申請書（初回時） 高等学校等就学支援金の受給資格認定を申請します。

☒ 収入状況届出書（2回目以降） 保護者等の収入の状況に関する事項について届出ます。

※申請・届出する場合は、生徒又は保護者等が、すべての口に直筆で☑を付けてください。

☒ この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。

☒ 虚偽の記載により就学支援金を支給された場合には、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

☒ 就学支援金の申請手続きを学校設置者に委任します。

次の事項を確認して4つすべてに☑を付けてください。

① 生徒が高等学校等に在学している期間が1年以上を超えていません。

② 定時制・通信制等に在学する期間はその月数を1月の4分の3に相当する月数として計算します。

③ 裏面の保護者等に変更（離婚・死別、養子縁組等）があった場合は、速やかに届出ます。

④ 修正申告や更正決定により市町村民税の所得割に変更があった場合は、速やかに届出ます。

1 高等学校等の在学期間について（収入状況届出書（2回目以降）の場合は記入不要です。）

① 現在の学校の在学期間	入学期月日	平成 年 月 日 ~			
② 過去の学校の在学期間	学校名	課程	入学期月日	転・退学期月日	休学期間
(※他高等学校等に在学した期間を新しく必ず記入してください。また、就学支援金の資格消滅通知を添付してください。)		全・定・通	平成 年 月 日	平成 年 月 日	有・無
		全・定・通	平成 年 月 日	平成 年 月 日	有・無
		全・定・通	平成 年 月 日	平成 年 月 日	有・無

学校記入欄 学校番号 生徒番号 学校記入日 平成 年 月 日

休学していた期間がある場合は有に○を、ない場合には無に○を記入してください。
有に○された方は、学校事務室に休学期間についてお伝えください。

黒または青のボールペンで記入してください。

間違えた場合は、二本線で訂正してください。訂正印は不要です。

【ウラ面】

7月1日時点における保護者等の状況及び課税証明書等については、次のとおりです。

2 保護者等の収入の状況について ①～⑦のいずれかの口に☑を付けてください。

2-1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

① ☐ 親権者（両親）2名分	両親分の課税証明書等を添付する場合 ※ 両親の生活保護受給証明書を添付する場合を含みます。
親権者1名分	親権者が一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑦までのいずれかの該当する項目に☑を付けてください。
☐ ア	親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税を課されたとしても所得制限の要件に影響がないことが明らかな場合
☐ イ	親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割が課税されていない場合
☐ ウ	離婚、死別等により親権者が1名の場合、やむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付してください。
② 未成年後見人	親権者が存在せず、家庭裁判所等により未成年後見人が選任されている場合（法人又は財産に関する権限のみを行使すべきとされている者は除きます。） ※ 法的に選任を受けていない場合は、④に該当します。
③ 生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分	・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが、主たる生計維持者が存在する場合 等 ※ 生計を維持していることの証明として、健康保険証の写し等が必要です。
④ 生徒本人	・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合、 ・未成年であるが、市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等

2-2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。

⑥ 所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

⑦ 親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄（⑥及び⑦の場合は記入不要です。）

保護者等の氏名	生徒との続柄	保護者等の氏名	生徒との続柄
	父・母 その他 ()		父・母

※ 親権者は実父母又は養父母です。父母が離婚された場合は、父又は母のいずれかの単独親権となります。（再婚されても養子縁組を行わない限り親権者になりません。ただし、実親と再婚した場合は除きます。）

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄（⑥及び⑦の場合は記入不要です。）

保護者等の氏名	生徒との続柄	保護者等の氏名	生徒との続柄
文 科 学	父・母 その他 ()	文 科 省子	父・母

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄（⑥及び⑦の場合は記入不要です。）

保護者等の氏名	生徒との続柄	保護者等の氏名	生徒との続柄
文 科 次郎	父・母 その他 (祖父)		父・母

今回の申請では、7月1日時点における状況を記入してください。認定された場合の支援金の支給期間は、7月から来年度6月分になります。（最終学年の場合は3月分までです。）

保護者の一方(A)が、他方の保護者(B)の控除対象配偶者で、Bの市町村民税所得割額が30万円以下の場合には、Aの課税証明書等の添付を省略できます。
(*)奨学のための給付金をあわせて申請される場合は省略できません。

親権者の一方が海外赴任等により、平成29年1月1日現在、海外に在住して、市町村民税が課税されていない場合

離婚や死別等により親権者が1名の場合や、やむを得ない理由により親権者1名の課税証明書等が添付できない場合
※「やむを得ない理由」とは、行方不明、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情をいいます。

親権者がおらず、主たる生計維持者の課税証明書等を添付する場合は、合わせて生徒の健康保険証の写しなどの扶養関係を証する書面の添付が必要です。

生徒が施設入所者で、保護者等の課税証明書等が提出できず、生徒にも収入が無い場合

保護者等の全員が、平成29年1月1日現在、海外に在住して、市町村民税が課税されていない場合

課税証明書等を添付する方の氏名、生徒との続柄を記入してください。
記入例は、左記のとおりです。